

一般廃棄物の広域処理に関する協定書

富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、富良野地区環境衛生組合



一般廃棄物の広域処理に関する協定書

富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村及び富良野地区環境衛生組合（以下「関係市町村等」という。）は一般廃棄物の広域処理について、次により協定を締結する。

（一般廃棄物の広域分担処理）

第1条 関係市町村等から発生する一般廃棄物のうち、広域で処理するものについては、処理を分担する。

（分別方法）

第2条 関係市町村等は広域で処理を行う場合、一般廃棄物の分別方法について統一し、分別の内容については搬出する市町村の責任とする。

（搬入）

第3条 関係市町村等は広域で処理を行う一般廃棄物の処理施設への搬入は、搬入する市町村等の責任とする。

（処理施設）

第4条 広域で処理を行う一般廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

関係市町村等	処 理 施 設		廃棄物の種類	共同処理する市町村	共同処理の開始予定時期
	施設名	所在地			
富 良 野 市	富良野市 ・リサイクルセンター ・廃プラスチック中間 処理施設	富良野市山部 富良野市麓郷	空きびん ペットボトル、プラスチック類	富良野市、上富良野町（プラのみ） 、中富良野町、南富良野町、占冠村	平成15年3月まで
上 富 良 野 町	上富良野町 クリーンセンター	上富良野町日新	粗大ごみ	富良野市、上富良野町、中富良野町 南富良野町	平成14年12月
中 富 良 野 町	中富良野町 資源回収センター	中富良野町字吉井	空きびん、ペットボトル、 プラスチック類	富良野市、上富良野町（プラのみ） 、中富良野町、南富良野町、占冠村	平成15年 4月
南 富 良 野 町	未定	南富良野町	動物の死体	富良野市、中富良野町、南富良野町 占冠村	平成14年12月
占 冠 村	占冠村最終処分場	占冠村下トマム	汚泥再生処理センターの処理残渣		平成14年10月
富良野地区環境衛生 組合	汚泥再生処理センター	富良野市上五区	生ごみ・し尿・浄化槽汚泥	富良野市、上富良野町、中富良野町 南富良野町、占冠村	平成15年 4月

（経費の負担）

第5条 関係市町村等は、処理に係る経費を負担するものとする。ただし、富良野地区環境衛生組合については当該組合の定めるところによる。

2 前項の負担方法等は、関係市町村等が協議のうえ、別に定めるものとする。

（搬入量抑制への努力）

第6条 関係市町村等は、一般廃棄物の減量と資源化を積極的に進め、処理施設への搬入量を抑制するよう努力するものとする。

北窗

(協定の期間)

第7条 この協定は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。

2 この協定期間満了前に関係市町村等が解約の通知をしない時は、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有するものとし、以下満了の時もまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、関係市町村等が協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、関係市町村等が記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年4月1日

富良野市長 高田 忠



上富良野町長 尾岸 孝



中富良野町長 四方 昌夫



南富良野町長 池部 彰



占冠村長 原 淳



富良野地区環境衛生組合長 高田 忠尚

